

ナチュラルスクールランチアクションさっぽろ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、ナチュラルスクールランチアクションさっぽろ(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は代表住所とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、学校給食をよりよくする活動を行うことにより、子どもを健やかな成長に導く環境を創る事を目指す。また、活動をとおして、食育などによる伝統文化の継承、異世代間の交流をはかり、子育てのしやすい健全な地域社会を形成することを目的とし、令和3年3月24日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動(事業)をおこなう。

- (1)給食食材の生産者と消費者をつなぐ交流会。
- (2)地球環境の保全を念頭においた各種学習会。(講演会、映画上映を含む。)
- (3)会員間、外部へ向けての情報発信。(ホームページやSNSによる。)
- (4)自治体や他の団体と協力関係を築き、連携する。
- (5)その他、目的の達成に必要なと認められる活動。
- (6)この会は、政治・宗教・企業などあらゆる団体からの独立を原則とする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員は、この会の目的に賛同し入会し、総会での議決権を持つ者とする。
- (2)賛助会員(応援団メンバー)は、この会の事業を賛助するために入会したものである。

(入会)

第6条 入会を希望する者は、役員へ直接申し出るか、インターネットやメールにより規定事項を記入の上申し込み、役員の承認を得るものとする。

2 次の各号に該当するものは入会を認めない。

- (1)会の趣旨に反するもの
- (2)特定の宗教活動を主な目的とするもの
- (3)公共の利益を著しく害するおそれのあるもの
- (4)会長の承認無しに会の名前を使用するもの
- (5)個人の利益のみを目的とするもの
- (6)その他、会の運営に著しく支障をきたすもの

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1)正会員 1, 200円(年間・月100円)
- (2)賛助会員 0円(任意のドネーション制)

(退会)

第8条 会員は、退会届を役員に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。
- (2)会費を6か月以上納入しないとき。
- (3)メールアドレス等を失効し代表との音信が6か月以上不通になったとき。

第4章 役員

(種別)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員をおく。

- (1)代表 1人
- (2)副代表 1人
- (3)総務 1人
- (4)会計 1人
- (5)監事 1人

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監査は代表、副代表、総務および会計を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序のよって、その職務を代行する。

3 総務は、本会の事務全般を担当する。

4 会計は、本会の会計を担当する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業の変更
- (4)事業報告および収支決算
- (5)事業予算および収支予算
- (6)役員の選任または解任
- (7)その他、会の運営に関する重要事項

(開催)

第17条 総会は、代表が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)代表が必要と認めたとき。
- (2)全会員の三分の一以上から請求があったとき。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、または他の正会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時および場所
- (2)正会員の現在数および出席者数(書面表決者および表決委任者を含む)
- (3)開催目的、審議事項および議決事項
- (4)議事の経過の概要およびその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第23条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第24条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

(権能)

第25条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 役員会は、代表が必要と認めるときに招集する。

(議長)

第27条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第28条 役員会には、第19条から第23条の規定を準用する。この場合において、これら規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは「役員」に読み替えるものとする。

第7章 資産および会計

(資産)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(経費)

第30条 本会の運営に要する経費は、本会の資産をもってあてる。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および予算)

第32条 本会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第33条 本会の事業報告および決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第34条 本会が解散したときの残存する財産の帰属は、解散総会において決議する。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

第9章 雑則

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第37条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

この会則は、令和3年3月24日から施行する。